

広域振興局長

提出者 太平洋セメント株式会社大船渡工場
 住所 〒022-0007 岩手県大船渡市赤崎町字跡浜21-6
 氏名 工場長 中島 卓哉 印

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

地球温暖化対策（変更）計画書

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第82条第1項（第82条第2項）の規定により、次のとおり提出します。

1. 事業者に関する事項

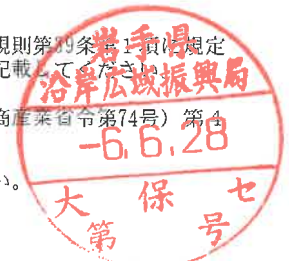
主たる工場又は事業場の名称	大船渡工場	* 整理番号	
主たる工場又は事業場の所在地	岩手県大船渡市赤崎町字跡浜21-6	* 受理年月日	年 月 日
エネルギー使用量	218,215 kl	* 施設番号	
自動車の使用台数	台		
二酸化炭素の排出の状況	別紙のとおり。		
二酸化炭素の排出の抑制のための措置			
その他の地球温暖化の対策に関する事項			
変更年月日及び理由	年 月 日		
エネルギーの使用の合理化等に関する法律第19条第1項に定める連鎖化事業者	該当しない		

2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	エネルギーの使用量
大船渡工場	〒022-0007 岩手県大船渡市赤崎町字跡浜21-6	218,215 kℓ
		kℓ
		kℓ

備考1 *印の欄には、記載しないこと。

- エネルギー使用量の欄は県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則第41条第1項の規定する工場又は事業場に該当する場合に、自動車の使用台数の欄は同条第2項に該当する場合に、記載してください。
- エネルギー使用量については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条の方法により原油の数量へ換算した量を記載してください。
- 変更計画書の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させてください。



別紙 その1 (工場又は事業者用)

1 温室効果ガスの排出状況

(1)エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量

エネルギーの種類		(2023)年度						E=B-D	二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)
		エネルギーの使用量			販売したエネルギーの量				
		数値 A	単位	熱量(GJ) B	数値 C	単位	熱量(GJ) D		
化石燃料	原油(コンデンセートを除く)		kL			kL			
	原油のうちコンデンセート(NGL)		kL			kL			
	揮発油(ガソリン)	11	kL	358		kL		358	25
	ナフサ		kL			kL			
	ジェット燃料		kL			kL			
	灯油	26	kL	949		kL		949	65
	軽油		kL			kL			
	A重油		kL			kL			
	B・C重油		kL			kL			
	石油アスファルト		t			t			
	石油コークス		t			t			
	石油ガス	液化石油ガス(LPG)		t			t		
		石油系炭化水素ガス		千m ³			千m ³		
	可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG)		t			t		
		その他可燃性天然ガス		千m ³			千m ³		
	石炭	原料炭	輸入原料炭	184,800	t	5,303,760	t	5,303,760	478,399
			コークス用原料炭		t		t		
			吹込用原料炭		t		t		
		一般炭	輸入一般炭		t		t		
			国産一般炭		t		t		
		輸入無煙炭		t		t			
	石炭コークス		t		t				
	コールタール		t		t				
	コークス炉ガス		千m ³		千m ³				
	高炉ガス		千m ³		千m ³				
	発電用高炉ガス		千m ³		千m ³				
	転炉ガス		千m ³		千m ³				
	その他の燃料	都市ガス		千m ³		千m ³			
()									
非化石燃料	黒液		t		t				
	木材	5,771	t	76,177	t	76,177			
	木質廃材	1,135	t	19,409	t	19,409			
	バイオエタノール		kL		kL				
	バイオディーゼル		kL		kL				
	バイオガス		千m ³		千m ³				
	その他バイオマス	1,422	t	18,770	t	18,770			
	RDF	2,002	t	36,036	GJ/t	36,036	2,141		
	RPF		t		GJ/t				
	廃タイヤ	2,454	t	81,473	GJ/t	81,473	4,033		
	廃プラスチック(一般廃棄物)		t		GJ/t				
	廃プラスチック(産業廃棄物)	38,951	t	1,141,264	GJ/t	1,141,264	100,013		
	廃油	1,833	kL	73,687	GJ/kL	73,687	4,836		
	廃棄物ガス		千m ³		千m ³				
	混合廃材		t		t				
	水素		t		t				
アンモニア		t		t					
その他燃料(シュレッターダスト等)	8,098	t	178,156	t	178,156	16,788			
小計①						6,930,039	606,300		
熱	産業用蒸気		GJ		GJ				
	産業用以外の蒸気		GJ		GJ				
	温水		GJ		GJ				
	冷水		GJ		GJ				
	地熱		GJ		GJ				
	温泉熱		GJ		GJ				
	太陽熱		GJ		GJ				
	雪氷熱		GJ		GJ				
小計②									
電気	電気事業者①	155,547	千kWh	1,343,925	千kWh	1,343,925	75,129		
	電気事業者② ※複数契約している場合使用		千kWh		千kWh				
	自己託送(非燃料由来を除く)		千kWh		千kWh				
	自家発電	太陽光		千kWh		千kWh			
		水力		千kWh		千kWh			
		風力		千kWh		千kWh			
	その他	51,111	千kWh	183,998	千kWh	183,998			
小計③						1,527,923	75,129		
合計④=①+②+③						8,457,962	681,429		

(2) 原油換算エネルギー使用量=(1)のエネルギー合計使用量×0.0258)

原油換算エネルギー使用量	218,215	kL
--------------	---------	----

(3) 温室効果ガスの総排出量

区 分		温室効果ガスの排出量	
二酸化炭素の排出量	エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	681,429	t-CO ₂
	上記以外の二酸化炭素		t-CO ₂
メタンの排出量		1514	t-CO ₂
一酸化二窒素の排出量		1239	t-CO ₂
ハイドロフルオロカーボンの排出量			t-CO ₂
パーフルオロカーボンの排出量			t-CO ₂
六ふっ化硫黄の排出量			t-CO ₂
三ふっ化窒素の排出量			t-CO ₂
合 計		684,182	t-CO ₂

備考1 原油換算量は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第4条の方法により換算してください。
2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)の第3条の規定により算定してください。
3 エネルギーの使用量の欄には、県内に設置している工場又は事業所並びに店舗におけるエネルギー使用量の合計を記載してください。

別紙 その2

1 二酸化炭素の排出の抑制のための措置

(1) 二酸化炭素の排出を抑制するための取組 (計画)

【目標値】

1号キルン下水汚泥混合乾燥設備導入 原油換算: 1,858 kl/年

【具体的な取組】

○省エネルギー

・下水汚泥持込み水分量減による使用熱量の低減

○再生可能エネルギー(再エネ設備導入、再エネ由来電力の調達)

○自動車利用抑制

○輸送の合理化

備考 主に次のことを記載してください。

- ・省エネルギー対策として、低暖房の適切な温度管理、製造工程における熱効率の向上、省エネ設備の導入等
- ・再生可能エネルギーの導入、再生可能エネルギー由来電力の調達
- ・自動車利用の抑制に係る取組
- ・定期的な荷受け・荷出しがある事業所は、輸送方法の合理化に係る取組

(2) 計画実現のための具体的な方法

- ・コピー枚数の低減、再生紙の利用促進
- ・環境週間でのノーカーデーの推進
- ・アイドリングストップ、エコドライブの推進

(3) 計画の達成度の把握方法

- ・月1回開催される省エネルギー会議及び、方針管理会議でのチェック&フォローを実施する。

2 その他の地球温暖化の対策に関する事項

- ・工場、協力会社から排出される一般廃棄物は、すべて工場にて資源化燃料として処分する。
- ・ガラス瓶、空き缶、廃蛍光灯を所定の場所に分別回収を実施する。